

【九州地方知事会提案・要望書（平成18年10月）抜粋】

1. 地方分権の推進について

地方分権の推進は、地域の特性に応じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠であります。

本年6月に地方六団体が内閣及び国会に提出した「地方分権の推進に関する意見書」は、12年ぶりに地方自治法に基づく意見書提出権を行使し、なお一層の分権改革に向け、地方の重大な決意を示したものです。

この意見書に対する内閣の回答は、地方分権改革について一括法制定の方向が明確にされるとともに、国と地方の役割分担の見直し、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小、交付税の見直し、税源移譲を含めた税源配分の見直しなどについて、一体的に改革するという方向性が示されましたが、「地方行財政会議」の設置や「地方共有税」等について何ら触れられていないことは遺憾であります。

地方分権改革に終わりはなく、今後、地方分権の第2期改革に向けて、意見書の提言内容の趣旨を踏まえ、包括的・整合的な形で改革が進められるべきであります。

ついては、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 第2期改革を国民・国会の理解のもと強力に推進するため、地方分権の基本理念と地方分権改革の推進に関する基本施策などを定めた「地方分権改革推進法」を早期に制定すること。
- (2) 地方に関わる重要事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため、地方と政府の代表者等が協議を行う「地方行財政会議」を設置すること。
また、地方行財政会議が設置されるまでの間、「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこと。
- (3) 地方税の充実・強化による自治を確立し、地方共有税（地方交付税）に依存しない不交付団体人口を大幅に拡大するため、居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実・強化を図り、国税と地方税の税源配分5：5を目指すこと。
- (4) 税源移譲に対応する国の財源については、地方六団体が既に提出した改革案を着実に実現し、当面、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止（一般財源化）することで地方の自主性を拡大すること。また、地方分権の理念に沿って国と地方の役割分担を再整理し、

明確化した上で、生活保護等真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、国庫補助負担金は原則として廃止（一般財源化）すること。

- (5) 地方交付税が国から恩恵的に与えられるものではないことを明確にするため、「地方交付税」を「地方共有税」に変更し、国の一般会計を通すことなく、交付税（共有税）特別会計に直接繰り入れ、財源不足に対する補填は、法定率の引き上げで対応すること。
また、特例加算や特別会計による借り入れは行わないこと。
- (6) 国と地方の役割分担の見直し、国による関与、義務付けの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消、国の出先機関等の廃止・縮小、地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金の廃止など、国と地方の関係の総点検を行い、国と地方が一体となった行財政改革・財政再建を徹底して行うこと。
- (7) 公的サービスを提供する主体としての地方公共団体の財政再建制度の見直しを行うに当たっては、市場原理ではなく、民主主義の原理によるべきであることから、いわゆる破綻型ではなく、再建型の仕組みとすること。
- (8) 第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、道州制導入の検討を進め、その際には国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地域における行政は地方が自主的かつ総合的に担うという視点から、地方公共団体の条例制定権の拡充・強化、自主性自立性の高い税財政制度の構築等の課題について、地方と一体となって具体的に検討すること。